

第5回特定外来生物等分類群専門家グループ会合（無脊椎動物）議事概要

1. 日時 平成31年2月28日（木）13時45分～15時10分
2. 場所 経済産業省 別館 2階 240号室
3. 出席者（敬称略）（委員）風呂田 利夫（座長）、中井 克樹、西川 潮、逸見 泰久
（環境省）自然環境局野生生物課外来生物対策室長 北橋、
外来生物対策室長補佐 八元、外来生物対策係長 知識
（農林水産省）大臣官房政策課環境政策室課長補佐 滝
農林水産技術会議事務局研究開発室研究調整官 板橋

4. 議事概要

【今回の検討の考え方について】

（事務局から資料1を説明）

特にご意見なし。

【特定外来生物等（無脊椎動物）の選定について】

（事務局から資料2～7説明）

<ミステリークレイフィッシュ、スロウザリガニ>

- ・（西川委員）生態系被害については資料の通りであるが、外国産のザリガニ類が輸入されることへの一番の懸念は病原体（ザリガニペスト）の媒介である。将来的にはザリガニ類の輸入を全て規制する方向で考えた方が良くと思う。また、アメリカ原産、オーストラリア原産のザリガニ類がキャリア（保菌者）となっている病気の一つに白斑病がある。白斑病はザリガニ類以外の甲殻類にも伝染するため、特に水産業、エビやカニの養殖業への重大な被害をもたらす可能性がある。
- ・（西川委員）ミステリークレイフィッシュは、海外ではマーモクレプス、マーブルドクレイフィッシュという名前で流通している。特定外来生物に指定する際には、別名も併記し、逃げ道を作らせないことも重要である。
- ・（逸見委員）現在、かなりの個体数が流通しているため、指定された際には大量の遺棄が懸念される。その対策も重要である。
- ・（風呂田座長）継続して飼育するためには、個体管理のタグのようなものをつけなければならないと思うが、ザリガニにおいては可能なのか。
（環境省 知識）許可申請を得るためには、生物に応じた特定飼養等施設、何があっても逃げ出さないような施設を用意してもらうことになっている。加えて、個体識別措置が必要だが、ザリガニの場合は既指定種に合わせ、写真での対応になると考えられる。
- ・（風呂田座長）現実的には写真での個体識別は不可能と思われる。今後の課題となるだろう。

- ・(中井委員) ザリガニ類は、かつて植物防疫法で管理されていたが、その対象から外れた際に3つの科全種を外来生物法で担保することになった経緯がある。アメリカザリガニを除いて、国内で定着・流通しているものを特定外来生物に指定し、それ以外はすべて未判定外来生物とし、輸入の際に審査できるようにした。そもそも、未判定外来生物は国内にいないはずのものであり、それが多数流通しているのはおかしな状況である。未判定外来生物という制度がうまく機能していない可能性があり、扱いについて検討する必要がある。

<ディケログマルス・ヴィロースス>

- ・(中井委員) 同属の他種については指定しなくてよいのか。どれくらいの情報があるのか。
(環境省 知識) 本種については、海外で被害が確認されているという情報があることを重視した。
(事務局) ディケログマルス属には9種が含まれる。他にもう1種、海外で外来種となっている種があるが、まだ知見が少ない。

<オガサワラモクズガニ>

- ・(中井委員) このような分類の変更は今後も起こりうる。環境省では、このような情報をどのように収集しているのか。
- ・(環境省 知識) 専門家とのやり取りの中で把握するなど、個別対応となっている。
- ・(中井委員) 分類というのは法律を扱う立場からは固定的に思われているかもしれないが、実際は流動的なものなので、これをフォローできる形での指定の仕方を検討して欲しい。
- ・(環境省 知識) ご指摘の点は懸念しており、良いアイデアがあれば教えて頂きたい。

<指定の是非について>

本グループ会合として、ミステリークレイフィッシュ、スロウザリガニ、ディケログマルス・ヴィローススを特定外来生物に指定すべきとの結論となった。

【その他】

- ・(西川委員) フロリダマミズヨコエビはなぜ指定されないのか。バラスト水はあまり関係ないかもしれないが、水草で拡散するおそれが高いのではないか。
(中井委員) カワリヌマエビ属が釣りえさや水槽飼育で拡散するおそれがある。アメリカナミウズムシやトウナンアジアウズムシなどのウズムシ類やコモチカワツボ(巻貝)も増えてきている。水草に付いて拡散する可能性があるという点では、共通してケアしていかなければならない。
- ・(風呂田座長) ディケログマルス・ヴィローススのような生物が指定された際に、どのようにモニタリングを行うのか、研究者や識別できるアマチュアが減っている現状で、運

用の体制づくりは大きな課題である。

- (逸見委員) 水草等に付着する生物を1種ずつ指定するのは限界がある。今後を考えると、水草の輸入を規制するしかないのではないか。
- (中井委員) ザリガニ類について、今後指定をどう検討していくのか。まずは、未判定外来生物が国内で流通しているという状況をどうするのか。ミステリークレイフィッシュが規制されても、他のザリガニ類への飼育に移るだけである。今回の指定で一区切りとするのではなく、継続して流通している未判定外来生物の問題にも取り組んでほしい。
- (環境省 知識) 他の分類群でも、未判定外来生物であるのに国内で流通しているものがある。外来生物法の点検を行う時期に入ってきているので、この課題を認識しつつ対応していきたいと考えている。
- (西川委員) ミステリークレイフィッシュが指定された後、次に流通量の多いフロリダブルーやラマシーザリガニの流通量が増えるというのは目に見えている。おそらく輸入されてくるのだと思うが、何かに紛れて輸入してきているのか、名前を偽って輸入してきているのか、どのように輸入されているのかのチェックは必要である。
- (環境省 知識) 未判定外来生物が輸入されてきた場合には、税関でストップされる仕組みになっている。指定当時はネット情報での情報も限られており、ザリガニの輸入実態について把握しきれていなかった可能性がある。未判定外来生物に指定される前から輸入され、国内で繁殖させているものが出回っているものもいるのではないかと考えている。
- (中井委員) アメリカザリガニは教材として利用されることが多いが、文部科学省に働きかけることはできないのか。
- (環境省 北橋) 昨夏、ヒアリの普及啓発資料とあわせ、アメリカザリガニなどの外来種を野外に放さないでくださいという旨の子供向けチラシを作成し、文部科学省の協力を得て全国の小学校等に配布した。
- (西川委員) アメリカザリガニが品種改良されたもので、タイゴーストというものがタイから輸入されてきている。現地の病気や寄生生物を持って入ってくるリスクが想定される。アメリカザリガニは、現行の法律で特定外来生物に指定すれば混乱が起こる可能性があることは理解できる。今後の法改正の際に、例えば、新たに輸入をしないことや離島への運搬を止めること等、状況に応じた柔軟な規制を考える必要があるのではないか。
- (環境省 知識) タイゴーストについては、関係業界へのヒアリングによると人気は下火になっているとのことだったが、輸入はできる。アメリカザリガニのように現行法での対応が難しい種としてはアカミミガメも同様だが、アカミミガメプロジェクトとして別途検討しているところである。
- (風呂田座長) 外来生物に対する現場の意識は未だに変わっていない。侵入早期の時点で情報収集をし、現場に応じた対策をとれる体制をとることが必要。今後この問題を担っていく人材がいるのかどうかは課題である。研究者やボランティアも減少している状況。

基本的な体制の確立がないと、外来生物法をうまく生かすことが出来なくなってくる可能性もある。この点についても、全体会合の時には皆さんから意見を求めて議論していただきたい。

- （環境省 知識）来年度の上半期に全体専門家会合の開催を予定しており、そこで今回取り上げられた種に係る特定外来生物の指定について了承をいただければ、夏以降にパブリックコメントや法令改正の手続に入ることになる。

以上